

賃貸借（レンタル）物品仕様書

1 物件の品名及び数量

品 名	型 番	数 量
複合機	別紙仕様書を満たす機種	3台

2 賃貸借期間 令和7年5月30日～令和7年6月30日

3 物件保管場所 所在地 横浜市中区尾上町1-8
関内新井ビル10階
名 称 横浜市こども青少年局保育・教育認定課
電 話 045-671-0253

※搬入用エレベーター1基あり

4 付帯事項

- (1) 賃貸人は、物件の運搬・搬入・設置・調整・保守及び撤去を行い、これに要する費用はすべて賃貸料に含まれるものとする。
- (2) 物件には、動産総合保険を付すこと。
- (3) 賃貸借料金の支払いは、■毎月後払いとする。
一括後払いとする。
- (4) 他、別添複合機に関する仕様書のとおり。

5 連絡先

こども青少年局保育・教育認定課 担当者 平塚 電話 045-671-0253

(様式 2 - R)

件名【 複合機 3 台の賃貸借 】

賃貸借（レンタル）料金積算書

品 名	数 量	日額賃貸料 (a)	(a) × 1.1 = (b)	賃貸借日数 (c)	(b) × (c)
複合機（5月分）	3			2	
複合機（6月分）	3			30	
合 計				32	

[契約第二課記入欄]

入札比較価格	円
予 定 價 格	円

複合機賃貸借に関する仕様書

1 複合機の仕様

- (1) コピースピードは、A4ヨコを使用して毎分50枚以上であること。
- (2) 契約期間中の複写回数は、1台あたり平均で約6,000回程度、3台合計で約18,000回程度とする。(カウンター料金は本契約に含まない。)
- (3) ファーストコピーは、A4ヨコで3.5秒以下であること。
- (4) ウォームアップタイム(完全に電源を落とした状態から、複合機が稼働できる状態になるまでに要する時間)が、25秒以内であること。
- (5) 使用電源は、100V・15Aとし、最大消費電力は1.5KW以下であること。
- (6) 給紙方式は、前面給紙によって行うものであること。
- (7) 3段以上の用紙カセット又はトレイを標準装備し、本体給紙で2,000枚程度可能であること。
- (8) 25パーセントから400パーセントまでの任意の拡縮倍率を標準装備していること。
- (9) 自動両面複写機能を標準装備していること。
- (10) A4の原稿が同時に50枚以上セットできる自動原稿送り装置を標準装備していること。
- (11) 「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針(別記)特定調達物品等(令和6年4月)」中の「4-1 コピー機等」に定める基準を満たしていること。(基準は横浜市ウェブサイトに公開されている最新版をご確認ください。)
- (12) 紙詰まりが頻繁に起こらず、スムーズに印刷できること。
- (13) モノクロ複合機のほか、カラー複合機をモノクロのみ使用とする設定での納品も可とする。

2 複合機の保守等

- (1) 賃貸人は、賃借人から指定された場所に複合機を設置するとともに、契約期間終了後、速やかに撤去しなければならない。
- (2) 賃貸人は、前号の規定により複合機を設置並びに撤去したときにおける費用を負担しなければならない。
- (3) 複合機の故障等が頻繁に発生する場合は、賃貸人は速やかに新しい機器に交換しなければならない。

3 複合機の管理等

複合機及び消耗品等の所有権は賃貸人に属し、賃借人はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用し、管理する。

4 複合機の賃貸借料

複合機の賃貸借料金の支払いは、毎月後払いとする。

5 保険

賃貸人は、契約対象物件について、賃貸人の費用で動産総合保険に加入する。ただし、火災、漏水、地震、津波、落下、紛失、置忘れ、詐欺、横領等および、故意または重大な過失による損害等には適用しない。

6 機密の保持

- (1) 賃貸人は、保守の実施にあたって知り得た賃借人の業務上の機密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。契約期間満了後も同様とする。
- (2) 賃貸人は、契約期間終了後、複合機内にデータが保存されている時は、速やかにそのデータを消去しなければならない。

7 その他

複合機を使用するにあたり、PCとの接続はありません。

カウンター料金については別途契約とし、本契約には含みません。

納入設置期限は、令和7年5月29日です。

8 本仕様を満たすと認められる機種（例）

リコーMPC 5503

リコーMPC 5504

リコーIMC 5500